当該子の一歳到達日（同条第四項の申出をする場合にあっては、一歳六か月到達日）	当該子の一歳到達日（当該配偶者が法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定によりした申出に係る法第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては当該育児休業終了予定日とされた日、法第五条第四項の申出をする場合にあっては一歳六か月到達日）	
（略）	（略）	（略）
第四条の二各号	第四条の二各号（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第五条第七項	第五条第七項	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第十八条	一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては一歳六か月、同条第四項の申出に係る子にあっては二歳）	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をする場合にあっては二歳）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

当該子の一歳到達日	当該子の一歳到達日（当該配偶者が法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定によりした申出に係る法第九条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該育児休業終了予定日とされた日）	
（略）	（略）	（略）
前条各号	前条各号（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第五条第五項	第五条第五項	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第十八条	一歳（法第五条第三項の申出に係る子にあっては、一歳六か月）	一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をする場合にあっては一歳二か月、同条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申出により育児休業をする場合にあっては、一歳六か月）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）